

WTO シアトル閣僚会議の失敗は歴史の分水嶺 になり得るか：貿易と環境・労働のリンク をめぐる南北対立に関する一考察

KASUYA, Nobuji / 粕谷, 信次

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

68

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

67

(終了ページ / End Page)

100

(発行年 / Year)

2000-11-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002728>

WTO シアトル閣僚会議の失敗は 歴史の分水嶺になり得るか

——貿易と環境・労働のリンクをめぐる
南北対立に関する一考察——

粕谷 信次

目 次

- I. 問題の所在
- II. 貿易と環境・労働のリンク問題
 - (1) 「底への競争」(race to the bottom)
 - (2) 多様な基準設定と自由貿易の利益
 - (3) 地球市民の人権としてのグローバルミニマム
 - (4) 貿易上の制裁に代わるオルタナティブの追求
- III. 21世紀の発展パターンへのインプリケーション

I. 問題の所在

ウルグアイ・ラウンド（1986～94）を開設し、交渉が難航しながらもマラケシュ協定に漕ぎ着け、ついに WTO を発足させ得たのは、スタグフレーションの下で呻吟していたアメリカの起死回生の荒療治とも言うべきレーガノミックスが、国際経済体制の巻き返し（roll-back）戦略において獲得することの出来た、赫々たる成功とあってよい。すなわち、多角的自由貿易の推進を旨とする GATT のこれまでの自由化交渉は、もっぱら工業製品が対象であったが、さまざまな制約から自由貿易になじまず、GATT の自由化推進の枠外に置かれていた農業分野と金融をはじめとするサービス分野、さらに、貿易に関連すると制限をつけながらも、知的所

有権の設定や他国への投資活動の自由化措置などにも広げた。これらは、まさに、各国の国家主権を後退させ、「すべてを市場に委ねよ」という新自由主義政策の推進であり、また、アメリカが強みをもつ多国籍企業が自由に活動し得るアメリカン・スタンダードのグローバルな市場を一挙に広げる可能性を手に入れたからである。

もっとも、マラケシュでは、なお合意が得られず、将来の交渉に委ねられた部分も多い。1999年11月末から12月初めにかけて、シアトルで行われたWTO第3回閣僚会議こそは、この残された課題を追求する新ラウンドを開始させるために設定されていたのである。

ところが、「新ラウンドを始められず、閣僚会議につきものの、シアトル宣言も、ホスト国への感謝やこれからどうするかに言及する短い共同声明もなく、突然に、最後は、殆どすべてがカオスに陥り、カードで組み立てられた家のように崩れ去った。」⁽¹⁾

それは、なぜか。シアトルで何が起こったのか。それについて後からさまざまな分析がなされている。

- ① 先進大国間、すなわち、EU（それとこの問題で連携プレーを試みた日本）とアメリカの間の、農業補助金削減の問題、農業の多面的機能、すなわち、環境・地域社会保全のための補助金（グリーン・ボックス）の維持、拡大問題、成長ホルモン剤や遺伝子操作食品の取り扱い問題などでの対立を調整できなかったこと。
- ② マスコミで最も注目を浴びたことであるが、各国の代表団が開会式の会場へ集まることを阻止し、結局、開会式を取りやめに追い込んだ、アメリカ国内からはもちろん、世界各地からシアトルの街頭に繰り出した5万人に昇る労働者、環境主義者、消費者、貧困からの脱却や第三世界の発展に心を砕く人々を代表する市民社会の諸グループの大規模なデモに出合ったこと。彼らの主張はさまざまであるが、WTOは、途上国、貧困者、環境、労働者、そして消費者を犠牲にして大企業の利益を図るようなグローバル・ルールの設定を進めすぎている、とい

う抗議で一致していた。

たとえば、「市民社会のシアトル宣言—新たなラウンドはいらない！ WTO を元に戻せ！」は、つぎのようにいう¹²⁾。

「ウルグアイ・ラウンド協定を認めることは、そして WTO を設立させることは、すべての参加国のすべての人々がその富と繁栄をより多く享受できるようにする手段であると宣言された。しかし、それから5年、現実には、WTO はごく少数の富者への世界の富の集中に貢献し、世界の大多数の人々の貧困を、そして、持続不可能な生産と消費を助長した。……

ウルグアイ・ラウンド協定は、各国民経済の、すなわち、労働者、農民、他の人々の経済を犠牲にして、また環境を犠牲にして、もっぱら多国籍企業の利益のために市場をこじ開ける機能を果たした。そのうえ、WTO のシステム、ルール、紛争解決手続きは、非民主的で、不透明で、説明責任もなく、世界の大多数の人々を決定プロセスから遠ざけてきた。……

WTO システムから利益を得ている、WTO を牛耳る諸政府と多国籍企業は、これらの問題を認めず、注意を払おうとしない。かえって、WTO に新たな領域を組み込み、自由化をさらに進めることを迫っている。これはグローバリゼーションが引き起こす危機をさらに悪化させる。

われわれは、もはや、さらなる自由化に向けての交渉を拒否する。とくに、新たな領域、たとえば、投資、競争政策、政府調達などを WTO 体制のもとへ組み込むことに反対する。また、貿易に関連する知的所有権協定に反対する。

われわれは、どんな新領域にも、これ以上の交渉にも、モラトリアムを要求する。そして、このモラトリアム期間中に、現行の諸協定を包括的に、かつ深く掘り下げて点検し、宣言通りの効果を果たしているかどうか評価しなければならない。そして、諸協定を変えるために有効なステップを踏み出さねばならない。そのような点検は、コミュニティ、発展、民主主義、環境、健康、人権、労働者の権利、女性や子供の権利が、WTO 体制のもとで打撃を受けていないかどうかに注意を向けねばならない。その点検は、市民社会の全面的参加の下でなされる必要がある。」

- ③ しかし、最大の直接の要因は、途上国の多くが、WTO の不透明で、非民主的な決定システム、大国による甚だしい操り操作、そして、いままでのように大国の決めた結論にいうが倅に従うことを途上国政府

もまた拒否したことである。途上国政府は、WTO の設立に際して約束したことを先進国が実行せず、少しもよくなっていないばかりか、ますます悪化している。それを迫っても拒否され、代わりに、投資、競争、政府調達、社会条項、環境条項など先進国側の提案を受け入れるよう要求されるので、途上国はこのラウンドにはじめから消極的であった。そこへ、シアトルでは、まったくつんば状態に置かれ、最後に少数の先進国の妥協の結果を認めろといわれたとき、それがなんだかわからず、NGO によって知らされるということで、怒り頂点に達した、という⁽³⁾。

明らかに、これら三つの要因は、互いに相乗効果を高めるように働いた。そしていずれも、ひとつの震源から発している。それは、まさに、「市民社会のシアトル宣言」がいうように、新自由主義イデオロギーによるアメリカのロール・バック戦略としてのグローバリゼーションが、一方で、ごく少数の富者への世界の富の集中に貢献するとともに、他方で、途上国、貧困者、環境、労働者、そして消費者に与える打撃が尋常な大きさでないという現実であろう。この現実こそ、それぞれの問題をめぐって NGOs を叢生させ、国内システム、さらに国際的システムに対するかれらの抗議や変革要求の声と影響力を急速に大きくしている深部の要因であろう。

1972 年、ストックホルムの国連人間環境会議で国際的な環境レジーム形成の舞台に初めて注目される存在として登場し始めた NGOs は、1992 年のリオ・サミットに至る過程で、またリオ・サミットにおいて、世界各地から結集して、フォーマルな会議に影響を与えるべく、国際市民の並行会議を開き、一挙に世界の注目を浴びることになった。さらに、環境問題ばかりでなく、女性サミット始め各種国連のサミット、世銀、IMF の会合、NAFTA の取り決めの際、APEC の会合、その他さまざまな決定にも直接、間接そのプレゼンスを高めてきた。そして、ついに、草の根の人々の抗議の影響力は「多国間投資協定」(MAI) 反対のキャンペーンにおいて、また、遺伝子組み替え食品反対において、多国籍企業の当初の意図を

挫折させ得るほどの影響力をもつにいたった。それが、シアトルの街頭での戦いにおいて、さらに成長を遂げていた。そのマグマを供給したのもこそ、うえに指摘したグローバリゼーションの現実なのである。

途上国政府も、かつての冷戦時代、米ソの狭間にあって、援助競争を利用し、あるいは中立的スタンスを利用して、自分たちの経済的地位を改善する可能性を追求できた。その頂点は、1964年の国連貿易開発会議（UNCTAD）の設立であり、1974年の新経済秩序府立宣言（NIEO）であった。しかし、一方で、その後、二度にわたる石油危機、先進諸国のスタグフレーションと第一次産品価格の乱高下と交易条件の急速な悪化に見舞われるとともに、先に触れた、レーガノミックスのロール・バック戦略の成功による歴史を逆流させるかのような新自由主義の荒波に曝されたのである。やがて、社会主義計画経済の破綻が明らかになりつつあるとともに、先進諸国、とくにアメリカは、国連を疎み、アメリカが強い主導権をもつブレトンウッズ機構（IMF、世銀、そしてGATT）の比重が高められた。そして、世界銀行の融資の際も、さらに、経済が破綻し IMF からの融資を必要とする事態に陥ったときも、「自由化」「民営化」、「財政赤字削減」「貿易赤字削減」の縮小均衡などを融資条件として課され、それらは、市場ディシプリン徹底の梃子とされるにいたった。途上国は最貧国まで含めて、市場経済のための社会経済基盤も未展開のまま、裸にされて荒々しいグローバルな市場の中に投げ込まれた。その結果は、まさに途上国の「失われた10年」で、東アジア NIEs を除いて経済危機、あるいは低迷の淵に沈みこんだ（「東アジアの奇跡」も、やがて、暴走する市場の牙から自由でなかったことが、1997年のアジア通貨・金融・経済危機が引き起こされたことで明らかになった）。途上国政府は、ウルグアイ・ラウンドの際、WTO を設立するマラケシュ協定を認めることは、すべての参加国のすべての人々がその富と繁栄をより多く享受できるようにする手段であると約束され、期待した。ところが、それが、先に見たように「破られた約束」となり、NGOs のいうことに耳を傾け始めたのである。

また、①の EU（日本）とアメリカの農業についての対立も、一面では、アメリカの進める農業の自由化が環境や地域社会の維持・保全に与える深刻な打撃をもはや無視できなくなり始めていること、また、EU が市民の食の安全を守ろうとする市民の運動を反映せざるを得なくなっていることを物語る。

こうして、GATT から WTO へ、そしてさらなる多国籍企業本位のグローバルな市場の拡大を押し進めてきた新自由主義のうねりは、自らに對抗するうねりをつくり出しつつあったのである。

インドの NGO のひとり、ヴァンダナ・シヴァ（Vandana Shiva）はつぎのようにいう⁽⁴⁾。

「シアトルでの WTO 閣僚会議の失敗は、いくつかの意味で、ひとつの歴史的分水嶺であった。第一に、グローバリゼーションは、いかなる犠牲を払っても受け入れなければならない不可避の現象では、まったくなく、政治的に對抗することのできる政治的なプロジェクトであることを人々の前に明らかにした。

あらゆる仕事の人々、世界のあらゆるところから集まった 50,000 人にのぼる市民達が、グローバリゼーションを加速し拡大する新たな貿易交渉ラウンドはもういらないと、シアトルの街頭で平和裏に抗議したとき、彼らは政治的に對抗したのであった。

アジア、アフリカ、ラテンアメリカとカリブ海諸国の貿易担当大臣たちが、秘密裏に進められた「グリーンルーム」でなされた交渉から排除されてきたゆえに、そこで「やりくりでつくり出された」合意に支持を与える仲間に加わることを拒否したとき、彼らは政治的に對抗したのであった。

労働者が環境主義者と手をつなぎ、北の農民と南の農民が遺伝子操作された穀物にたいして、声を合わせて“NO”と叫ぶとき、彼らはそれぞれの特殊利益で行動しているのではない。分割して統治する政策は、すなわち、消費者と農民、北と南、労働者と環境主義者を互に対立させる試みはすでに失敗していた。

彼らそれぞれの多様性において、市民達はセクターを越えて団結したのであった。

……

新たな歴史の分水嶺、地球市民に基づく、市民により運営される民主主義的秩序の創造に向かう分水嶺は、シアトルにおいて越えられた。」

しかし、もちろんこれは楽観的過ぎる。今回は、WTO の新自由主義推進機構へのニュー・ラウンドを阻止できたが、多国籍企業陣営は、次回はより周到に先進諸国間の齟齬を事前に調整し、途上国を飴と鞭で分断し、形式上の民主主義的な運営方式を編み出してくるだろう。これに対抗するためには、まさに、「分割して統治する政策」を無効にする連帯が必要である。それは十分であろうか。デモの昂揚の中で、共通の敵に対して、「彼らそれぞれの多様性において、市民達はセクターを越えて団結した」。それは、肌で、直感で感じ合ったことであろう。

しかし、じつは、彼らの間で深刻な、長期に亘る対立も厳然としてあるのである。国際労働基準および環境規制と自由貿易ないし、それらを遵守させるための貿易手段とのリンク問題がこれである。

国際労働基準とは、ILO の諸条約のうち、とくに基本的人権のような労働者の基本的権利を擁護する諸条約を中核的条約としてあげ [具体的にいえば、①結社の自由 (87 号条約) と団結権, 団体交渉権 (97 号条約) ②強制労働の禁止 (29 号条約, 105 号条約) ③雇用における差別防止と同等労働への同等報酬 (100 号条約, 111 号条約) ④児童労働を制限する雇用最低年齢 (138 号条約)], 少なくとも、これらを遵守することを要求する。そして、これが問題なのだが、遵守しない場合、制裁として、輸入禁止や関税措置を取れるようにして、遵守を促そうというのである。けだし、その推進者である ICFTU (国際自由労連) は、つぎのようにいう⁶⁾。

「とくに 1990 年代に入って、貿易と国際的な投資が大きく拡大する中で、労働者の働く条件は、世界中で深刻な影響を受けている。利益を得ている地域もあるが、最低の労働基準さえ冒され、労働組合のオルガナイザーが立ち入ることを禁止されているような 850 にも昇る輸出加工区ではその侵害はもっとも顕著である。輸出加工区では、労働者の 80% が若い未組織の女性労働者である。1500 万人の児童が輸出産業で働かされている。いくつかの国では、繊維や金、ダイヤモンドや輸出農産物を作るために、大きな規模で、強制労働、ないし、奴隷労働が使わ

れている。

われわれは、政府が、働く人々を抑圧し、差別し、搾取することによって競争上の利益を得ようとするのを止めさせることを求める。「そうでないと、低い方への競争 [底への競争 (race to the bottom)] が生じる。」

「WTO は、かつては主権国家に属していた領域に介入する空前の力を得ようとしている。ところが、社会労働基準、開発、ジェンダー、環境の領域について、そうっていないのは片手落ちである。」

環境問題も同じである。国内に限定される環境汚染でも、途上国がそれを遵守しないのは、環境ダンピングであり、先進国がせっかくだくり上げてきた環境規制を引き下げないように働く、とくに地球環境の場合には、外部性があるので、途上国での地球環境汚染は放置できない。たとえ、そのための資金、技術の一方的トランスファーを行っても、多国間環境協定を世界中が遵守する必要がある、そのために貿易上の制裁もやむをえないとするのである。

しかし、途上国は、また途上国の NGOs (SNGOs) も、これに猛反発している。

Third World Network の バギラス・ラル・ダス (Bhagirath Lal Das) はつぎのようにいう⁽⁶⁾。

「環境保護についての提案は、環境についての多国間協定を(途上国に)実施させるための手段として、(先進国が途上国からの) 輸入を制限することを許すということである。われわれの恐れは、それが先進国の産業を輸入から保護するようにつかわれ得るということである。国際労働基準についても、同じ懸念がある。……国際労働基準を遵守するのは、疑いもなく賞賛されるべきことながらであるが、貿易上の制裁に結びつけるのはまったく不合理である。ILO の手に委ねられるべきである。

貿易と国際労働基準の間の関係について、それを遵守しないことがその国に競争上アンフェアな利益を与えようという議論がなされているが、論拠薄弱である。もし、低い賃金と労働者の便宜を図る施設のレベルが低いことがアンフェアな優位であり、貿易をゆがめるといふなら、工業化した国の、低い資金コスト、技術

を調達することの容易さ、高度に発展したインフラは、より大きなアンフェアな優位であり、より大きく貿易をゆがめているといえる。」

インドの有力な NGO のひとつである CUTS (Consumer Unity & Trust Society) は、「これら二つのリンク問題における対立が、1999年11月のシアトル閣僚会議失敗の主要な原因の一つであり、他の場合には、たとえば、新たに組み込まれようとしている多国間投資ルールや競争政策については、貧困国は多様なポジションを取っているが、この二つについては、貧困な途上国すべてが完全に一致している」という⁷⁾。

そうだとすれば、ヴァンダナ・シヴァの展望が現実のものとなりえるためには、すくなくとも、まずは、南北の NGOs と途上国政府の連携に楔を打ち込むこれらの問題が如何に止揚されるかの展望に懸っている。

そこで、以下、自由貿易推進派の見解（もっぱら市場万能を唱えるエコノミストであるが）も交えて、この対立点を少し掘り下げて考え、ヴァンダナ・シヴァのいう、「彼らそれぞれの多様性において、市民達はセクターを越えて団結した」、ということが、どのようにすれば可能か探してみたい。

II. 貿易と環境・労働のリンク問題

行論の便宜上、まず、社会条項を念頭に措き、必要に応じて環境条項に触れることにしたい。

(1) 「底への競争」(race to the bottom)

先進国の労働組合、環境主義者をはじめ NNGOs は、先に触れたように、一般に、「底への競争」が起こっていると主張する。それに対して、途上国および SNGOs は、論拠が薄弱としてこれを斥ける。

国際経済学者は、一般に、国外に外部性が及ばない場合（労働条件、国内的な環境汚染は、そうだという）、もっとも単純な 2 国 2 財の比較優位モデ

ル（すなわち、先進国と途上国の2国があり、双方に労働集約財と資本集約財の2財がある。途上国は労働集約財に比較優位をもち、先進国は資本集約財に比較優位をもつ）によって、双方にとって貿易の利益があると教科書的に説く⁶⁸。先進国の労働集約産業は縮小し、その労働条件は確かに低下する。その限りでは、部分的には、あたかも「底へ向かう競争」（race toward the bottom）のように感じられるが、それは、産業構造の比較優位産業へのシフトを考えない狭隘な見方であり、少なくとも途上国の労働集約産業は拡大し、労働条件は改善し得るとして、「底への競争」を否定する。

例え、一時的に、先進国に問題があったとしても、それは、市場が要求する比較優位産業へのスムーズな転換問題という国内的な問題ということになる。これを国際労働基準、あるいは多国間環境基準ということで途上国にその遵守を迫り、遵守しない場合、制裁措置として関税や、輸入禁止措置をとるのは、途上国の比較優位な産業の拡大を阻止し、途上国の経済に打撃を与えて、自国の比較劣位産業を保護することになるという途上国の主張を支持する。

しかし、ことは、それほど単純明快ではない。というのは、この2国2財モデルは、外部性の無い、完全雇用を前提とする、不均衡は無時間で調整される、一般均衡の世界という教科書的な世界であるということに注意しなければならない。例えば、貿易によってそれぞれ比較優位産業に特化したとき、それぞれの国は、（如何なる場合でも、自発的失業者の存在によって完全雇用を図れるモデルになっているが、この自発的失業者による調整なしに）なお完全雇用を維持できるのか。先進国にとっては、資本集約産業が十分に拡大し得れば、労働集約産業の失業者は、資本集約産業の労働条件を引き下げることなく、資本集約産業に吸収されるであろうが、状況依存的であり、場合によって、一国全体の労働条件への低下圧力が発生する。

この問題は、2国2財モデルでは、隠れてしまうが、比較優位の程度を同じくする第3財、あるいは、2財モデルで、比較優位が両者の中間にある第3国を考えると明瞭になる。すなわち、後者の例でいえば、この第3

国は、先進国に対しては、資本集約財が比較劣位で、資本集約財は収縮する。途上国に対しては、労働集約財が比較劣位でこれも収縮圧力を受ける。第3国の雇用者は皆自発的の失業者になれないのであれば、そして資本集約産業で先進国にキャッチ・アップするのが難しければ、途上国との「底への競争」を余儀なくされる。

さらに、現在は、資本が経営資源を持ってグローバルに駆け巡る時代である。資源賦存による比較優位が無意味になることはないが、その重要性は低下している。それゆえ、ある程度、資源賦存状況が似ていれば、とくに、環境資源や社会労働条件の「底への競争」も起こり易い。

そのばあい、とくに、無制限な労働供給や身体摩滅的強制労働など人間収奪的労働、また無制約な環境収奪が存在し、それをもって競争が展開されるならば、以上のような「底への競争」の問題はより深刻になる。

ICFTUも、制裁を以って国際労働基準を遵守させようとするのは、社会条項を守ろうと努力している途上国が、それを守らない途上国による競争圧力によって、それが難しくなるのを阻止することがその趣旨だという。

ICFTUは、たとえば、つぎのようにいう⁹⁾。

「インドがカーペット産業の児童労働を放置したままにしていることでもっとも打撃を受けているのは、労働条件を改善しようとしているネパールのカーペット輸出業者である。インドネシアの炭鉱で労働組合が抑圧されていることでもっとも打撃を受けているのは、インドの炭鉱である。今まで強い労働組合のおかげで比較的よい賃金を得ていたが、インドネシアからの輸入でその賃金が切り下げられた。そして、すべての発展途上国は、中国が中核的労働基準を冒して、安い労働コストを提供することによって、多国籍企業を彼らのところから中国へ引き抜かれることによって打撃を蒙っている。」

もっとも、ICFTUのこのような主張（逆にいえば、先進国の産業保護のためにそうするのではないということ）が説得力を得るためには、先進国は、途上国の労働集約財の市場を供給すべく比較優位のある産業へのシ

フトを積極的に図ったり、あるいは何らかの雇用創出策を図っていく必要があることはいうまでもない。もっとも、それには多少留保することがあるが、それは、少し後に触れることにしよう。

(2) 多様な基準設定と自由貿易の利益

ところで、国際経済学者の方でも、改良主義的な（アメリカでつかわれる意味でのリベラルな）国際経済学者は、さすがに、途上国が無制限な労働供給や、身体摩滅的な強制労働、無制限な環境収奪などに依存しているのは、問題であると認識し、それを外部性と理解して、汚染者（原因者）負担原則によって（課税によって政府が基準をクリアする施策を行う場合も含め）、その内部化を図って、これを補正しようとする。そして、社会労働政策や環境政策によって、この外部性を内部化できるなら、自由貿易は、すべての当事者に利益をもたらすという。この場合、もっとも改良主義的な国際経済学者は、基準をクリアすることによって生じる厚生の高まりまで厚生関数の要素に勘案する（経済学者は、一般には、操作不可能としてこれを排除し、現実からはなれて、モデル化できる幻想の経済学の世界を構築する）。

ただ、その際、それらの条項が世界的に一致した基準（harmonization of standards）を要求するならば、それは、途上国の厚生を害することがあり得るといっているのである⁽¹⁰⁾。

すなわち、それぞれの国民によって、それぞれ資源の賦存状況、技術・経済の発展段階、選好（文化）が異なり、世界的に一致した基準を確保するために必要な資源の使用がその国の全体としての厚生を引き下げてしまう場合がある、というのである。

たとえば、児童労働を許容することによって生じる社会的厚生関数のマイナスより、これを廃絶することによる所得のマイナスの影響の方が大きいという場合。また、安全施設や汚染浄化施設を設置することによるコスト増は、生産の減少を招き、所得、雇用の減少となる（とくに交易条件に

影響を与えられない小国にとっては), という。

それぞれの国の社会的厚生の評価を前提として、それを最大化するような、それぞれに見合う仕方・水準の(コスト負担のより低い)社会・労働政策、環境政策を、むしろ自由な市場メカニズムによって、見出すことが出来る。したがって、世界的に一致した基準を確保しようとする基準設定には反対する。

このようにきわめて妥協的な改良主義的国際経済学者の下で、NNGOs(国際基準主義者)も、途上国もSNGOsもコンセンサスに達し得るかのように見える。

しかし、それは難しい。ひとつには、やはり依然としてその実効性を如何に担保するか、ということ、もうひとつは、改良主義的国際経済学者のこの見解は、一方で国際基準主義者に妥協するようであり、しかし、他方で実行しない途上国の弁護論にもなり得る、という、まさに玉虫色なのである。

途上国、とくに最貧国にあっては、かれらにとってもっとも価値があるのは、まずは低開発、飢餓、貧困からの脱却であり、公害を起こすくらいに工業を発展させることであるという。また、児童が労働するのは文化的伝統であり、現在のところ、先進国が経済発展の末、ようやく設定できるようになった(アメリカをはじめ先進国ですらこれを遵守できていないケースが多々見られる)社会条項や、環境条項がもたらす厚生上の価値より、それによって失う厚生上の価値の方が大きい。経済の発展段階や文化の多様性を認めない先進国の価値や社会システムの押し付けだ、と論じる。

改良主義者の解答は、じつは、この途上国の主張を支持する議論にもなり得るのである。

けだし、厚生関数を最大化するように、社会労働政策・環境政策が多様性(diversity)をもつべきだ、というのは妥当であるが、所得水準が極めて低い貧困な国の場合、所得は厚生関数の最も重要なファクターであるから、貧困な国ほど最適な社会労働政策・環境政策のコストは低いものでな

ければならなくなる。それゆえ、たとえ、先進国の人々が外部から見て、社会労働条件、環境条件が人間収奪的、環境搾取的でも、それが外部性をもって他国に漏れ出さない限り、つまり、その国の人々だけの問題である限り、それはその国民の評価に委ねた結果の最適な在りようだということになる。したがって、競合関係にある国は、「底への競争」を強いられることも、また、直接その国と競合関係にない国は、この貧困国における人間収奪的、環境収奪的の生産によって、自国の厚生を高めているということも是認することになる。こうして、改良主義者も保守的な国際経済学者に限りなく接近する可能性もあるのである。因みに、改良主義的な自由貿易論者の代表的存在であるバグワティ (Jagdish Bhagwati) は、CUTS の最も有力なアドバイザーの一人であり、また、「環境・労働と貿易をリンクさせることに反対する第三世界の学識経験者と NGO の声明」(Third World Intellectuals and NGO's Statement Against Linkage) の起草者でもある。

(3) 地球市民の人権としてのグローバルミニマム

そこで、社会条項論者や環境条項論者は、やはり一定の基準を要求する。その根拠は何か。また、改良主義主義的な自由貿易論者がいうように、それを設定することによって、その国の厚生が低下する場合、あるいは、ある種の環境規制のように、そのため能力(資金、技術など)を欠いている場合はどうするかが、問題になる。

これを考える前に、国際経済学者は、とくに環境問題において、その国の外に直接影響を与える外部性をもつ場合を、うへの国内にのみとどまる場合と区別して論じるのが一般的であるが、それを見てみよう⁽¹⁾。

他国にも漏れる外部性をもつ場合は、すなわち、劣悪な状態がその貧国だけにとどまらず、先進国の人々にも影響を与えるような場合、例えば、地球温暖化や、オゾン層の希薄化などの地球環境問題が典型であるが、そのような場合は、先進国の人々もそのような環境収奪を放置できなくなる。地球全体で対応せざるを得なくなる。

ところで、この場合も、均等の規制 (harmonization of standards) は問題であるという。けだし、途上国がそれを強制された場合、さきに見たような理由で、途上国の厚生水準が落ちる可能性がある。それに、ここまで地球環境が悪化したのは、専ら先進国のこれまでの経済発展の外部性の累積の故で、途上国には責任がない。それなのに、厚生水準を落としてまで協力するいわれはない、として協力を拒否されても致し方ない。誰が、どの程度削減のコストを追うべきか、考え方の論理やモデルはさまざまであるが、結論の基本的な方向には、理論的議論の上で大きな異存は見られない。そして、実践的な議論の上でもそうやってよい⁽¹²⁾。

すでに、1972年、ストックホルムで初めての地球サミットともいうべき、国連人間環境会議がもたれたとき、それに先立って、この会議への参加を呼びかけられた途上国諸国はフネに結集して、この企てへの参加のための要求をまとめた。

「憂慮されている現代の環境問題はすでに工業化した国々によって引き起こされたものである。途上国がいま直面している中心的な環境問題は、それらとは違う。貧困と病気、飢餓と自然災害に発するものである。裕福な国では工業は問題を引き起こしているかもしれないが、貧しい国では工業化が解決になる。」

このような考え方の下で、もし途上国が地球環境保護への貢献のために、汚染を避けつつ経済発展をしていかなければならないのだとすれば、その高い環境基準を満たすのに必要な費用を、先進国は従来の援助に追加して、そのための技術移転とともに途上国に無償で与えなければならぬとフネ三原則 (費用保障 compensation, 追加新援助 addition, 技術援助) をまとめた。途上国のこれらの主張はストックホルム宣言やその 26 原則に反映された⁽⁷⁾。しかし、先進国は、その後、冒頭に触れたような新自由主義のうねりの高まりの中で、それを殆ど実行しないまま今日に至っているのである。

少なくとも、現在までの汚染累積量、それも追加的汚染量に対して過増

的に責任をとられねばならない、ということは十分に合理的であろう。それゆえ、途上国での対応が必要な場合、フネ三原則は合理的である。

じっさい、気候変動枠組条約の第5回協定国会議（COP5）で、二酸化炭素排出量を先進国は1990年水準にまで削減し、途上国は先進国からの援助次第ということになったが、以上の論理が若干でも反映されたものであろう。もっとも、それは、極めて不十分な規制である。1990年水準の排出量の、また、その時までの一人あたり過去の排出累積量の、しかもその通増的責任を不問に付すことになる。この問題は、やがて途上国が先進国パターンのライフスタイルにキャッチ・アップするような経済発展をしたとき一挙に表面化する。もうひとつの問題は、地球全体で二酸化炭素を減らそうとする場合、貧困国でその森林を再生することの方が、ガソリンをがぶ飲みする車を先進国で規制して二酸化炭素を削減するよりコストが低い（先進国では所得水準が高いゆえに、その機会費用が高いので）ということで、排出権売買が合理的であるとされている。たしかに、短期的なフローの排出だけ見れば、すでに先進国で用いられた開発済みの技術を途上国に普及した方がコストが低い。しかし、途上国において既存の技術の適用や森林の再生で余裕を得た分を、先進国の現在のライフスタイルを継続するために（所得水準の格差を利用して相対的に格安で排出権を買い取って）、それを使ってしまうほど余裕はないはずである。しかし、いま、この点を更に追及するのは控え、ここでは、少なくとも地球環境問題では、不十分といえども途上国での環境収奪は、人類全体の問題であるという視点は確保されていること、そして、その対策として、気候変動条約を130数カ国が批准し、55カ国が先進国の援助を条件に排出削減への協力を行うとしていることに注意を集中することにしよう⁽¹³⁾。

ところで、国際経済学者は社会労働基準、あるいは国内に汚染が限定され漏れがない場合と、地球全体に外部性が及ぶ場合とで、対応が以上のようによって当然だというのが、果たしてそう言い切れるだろうか。

社会労働条件や国内に限定された環境汚染であっても、限りなく無規制に近づく場合、われわれはその効用の評価を当該国に委ねて、当該国が経済的所得をより選好するのだから、それを尊重すべきだということになるだろうか。このかけがえの無い地球に人間の一員として、人間らしく生きることを、互いに他に負い合う人間としての義務感が働いているということは、少なくとも改良主義的な国際経済学者も認める。しかし、これは人間として相互に負うモラルではあるが、そのようなモラルと地球環境の汚染のように物理的に共通の害悪が及んでくる問題とは違ふと、改良主義的な自由貿易論者はいう。

しかし、二つの問題がある。ひとつは、モラリッシュな次元であることが必ずしも問題であるようにも思われない。けだし、先進国の国内のことであるならば、たとえば肉体摩滅的な労働に対する規制、その他の工場法の諸規制も、当初は、それに対する人間的憤激というモラリッシュな次元の〈協同的 associational〉な運動として始まり、それを〈公共（国民国家）一個（人権）〉という近代の社会的枠組みに転成させ、国民国家が負うべき個人の基本的人権としたのである。

そこで問題は二番目の問題、すなわち、世界国家が形成されていないということであろう。地球環境の場合、世界国家が形成されているか否かに関わらず、現に自分の身に物理的に被害が及んでいるので、国民国家間の協同で対処するのは、経済的に合理的だと言いやすい。しかし、このようなアトミズムに基づく即物的合理性だけを遵守して、それ以外の合理性を排除してよいのだろうか。

現在、地球社会は歴史的にどのような状況になっているのか、歴史的判断が重要なのではないだろうか。

今日、地球上の人類は、たとえ、それぞれ、地域の、国民国家の、リージョナルな、そしてグローバルな連関と文化をもちながらも、それらが幾次元にも絡んだ相互依存関係が未曾有の深まりをもってきたということは、ここで喋喋するまでもない。しかも、それが危機に瀕した宇宙船地球号に

例えられるように、些細なことも全体の危機につながることによって、地球社会意識・文化をも醸成しつつある。また翻って、南北問題、とりわけ最貧国の問題がとくに深刻化する、このような世界構造自体が、近代化、工業化、資本主義化、とくに帝国主義—植民地関係、東西冷戦と東の瓦解という世界的関係によって突き動かされ、世界的システムに翻弄されるような仕方で行われてきた。そして隣の家と地球の反対側とを同じ情報空間にしてしまう情報化が進み、本稿の主題であるグローバリゼーションが国民国家の国家主権を後退させている。もちろん、国民国家の世界版のようなシステムはできていないし、また不可能に近い。さらに、「分権化」が時代の標語となっている現在、世界国家の出現は、必ずしも望ましいものではなからう。しかし、地球社会形成の今日的過程は、村上泰亮のいう〈国際公共財〉（国際システムの存立にとって必要不可欠な制度、ルール、あるいは、理解という名の共約性の追求）ないし、世界的な〈準公共〉的な、〈協同〉というものを必要としている段階であろう⁽¹⁴⁾。「一方で、WTOのように、従来、主権国家に属していた領域に干渉する今までになく大きな力をますます得ようとしているのに、他方で、社会発展、ジェンダーそして環境の次元で、そのような「国際公共財」を欠くのは、片手落ちだ⁽¹⁵⁾という、ICFTUの言い分は、十分に妥当性がある。

多国籍企業を中心とする資本の蓄積衝動にドライブされて、国境を跨ぐヒト、モノ、カネ、情報の相互交流と依存関係は、未曾有の規模に拡大深化した。そのインパクトを受けて、地球規模に拡大した相互依存関係にある、その一員として放置し得ない、食と農業の危機、貧困の増大、そして、ここで問題にしたさまざまな社会的、環境の問題が叢生している。それゆえに、国際公共財のシステムを、さらにコーポレート・アジェンダ的に再構築しようとするWTOの流れに異議をはさみ、それを押しとどめようとシアトルに世界各地から、各種のNGOsが結集して、これを頓挫させたことは、その必要性和その可能性とを何よりもよく物語っているといえよう。

このように考えてくると、一国内に限定される環境汚染も、さらに社会労働の非人間的劣悪化も、それが一定のレベルを上回れば、国外にその被害が及ぶ地球環境問題のそれにパラレルになってくると考えるべきであろう。

ということは、その国に一方的に責任を押し付け、それが遵守されない場合、一方的制裁は妥当しない。その執行は、むしろ、地球市民の、共同の国際的義務であり、その際、フネ三原則に相当する（資金、技術の）トランスファー（無償の移転）を必要とするのが妥当ということになる。

では、どのようなトランスファーが考えられるか。ひとつは、気候変動枠組み条約の実施の仕方と同じような、上のようにして形成し得た社会条項や環境条項を政府が批准し、実施することを条件にした ODA 形式の援助である。援助額は、途上国が条約を実施した場合に、自らが適当と評価するコストを上回るコストであるが、じつは、積算が難しい。したがって、事実上は、途上国が条約を実施し、経済的負担が増した場合、それを保障するということになる（事前に予防的になされるのが望ましい）。他方、その負担は、それらの全体を推計し、たとえば、所得（GNP）、取引額（例えばトービン税のように）、消費、あるいは、コモズたる自由財の消費（あるいは累積消費量）など一定の経済活動への課税でまかなう、というようなことが考えられよう。

ところで、このように政府が積極的に応じ、実施出来れば問題はない。しかし、おそらく困難である。もともと労働者や農民、その他の草の根の人々を抑圧することによって政権を維持している政府の場合はいうまでもないが、一般にも途上国は今までの先進国の実績から見て、本当に先進国は保障してくれるのか、疑心暗鬼にならざるを得まい。さらに、たとえ、トランスファーに嘘偽りが無いとしても、どのような影響がどのように出て、それをどのように保障するのか不確実性を免れない。不確実性は実施を躊躇させるように働く。また、多くの ODA 援助が失敗するように、政

府のみの力によっては実効を挙げ得ない場合がしばしばである。とくに、社会、労働、環境次元の場合、地域分権と、民衆の参加が必要になる。

われわれの議論は、ここにいたって、ベクトルを転換する必要が出てくる。すなわち、ここまで、国際公共財の社会、労働、環境次元での構築という、国際機関や政府間のシステム的な枠組みの再構築という点に焦点を当ててきたが、ここで、その限界に達したことを知るのである。したがって、ひとまず、国際公共財の社会、労働、環境次元での構築が必要であり、しかも、それはグローバルな市民の共同の責任であり、フネ三原則に相当するトランスファーが必要であるということを確認するにとどめよう。そして、そうするとき、注目されるのが、国際機関や政府間のシステム的な実施枠組みの外ですでになされている NGOs のヴォランタリーな取り組みである。

(4) 貿易上の制裁に代わるオルタナティブの追求

まず、なによりも、途上国内部で、労働組合、環境団体、住民、市民団体、農民団体などの SNGOs が自立的に叢生し、活動の活発化が見られるのがもっとも望ましい。しかし、社会条項、環境条項の実施が地球市民の共同の責任であるとするれば、先進諸国の NNGOs は、SNGOs の強化 (empowerment) に資するような連携を図ることが必要であろう。この連携にはさまざまな在り方がある。しかし、それらのうち本稿の主題と関連して、とくに途上国に市場を開くということに関連して注目されるのは、フェア・トレード (fair trade) である。

フェア・トレード (fair trade) というのは、とくに、第三世界の農産物やクラフト製品など先進国への輸出品の交易条件が中長期的に低落傾向を示すとともに、短期には大きな価格変動に見舞われ、かつ為替の低落もあって、不公正に極度に低い所得しかもたらさないが、かかる不公正な貿易に公正さを取り戻そうという、オルタナティブな貿易の試みである。マイケル・バラット・ブラウン (Michael Barratt Brown) はつぎのようにいう⁽¹⁶⁾。

これは、貿易の相手同士が第一世界と第三世界の間のより平等な立場の財の交換を意識的に模索し合う貿易のシステムを指す。より公平な関係を模索することに加えて、第一世界と第三世界の消費者と生産者の間により直接的な関係を作り上げ、自立的な開発のために生産者が援助を必要とすることを消費者に広く理解させることが目的である。

『フェア・トレード』の巻頭において、かれは、エディンバラのオルタナティブ・トレード組織、「イコール・エクスチェンジ」の蜂蜜のラベルに注意を喚起する⁽¹⁷⁾。

「この蜂蜜は、メキシコ南部のグエレロ (Guerrero) 州の海岸沿いにあるいくつかの農民協同組合から直接輸入されたものです。協同組合は、漁業に従事したり、コーヒー、蜂蜜、メイズを生産する集団的に組織された労働者の連合 (アルフレッド・V・ボンフィル同盟) 傘下にあります。輸出による収入は、女性グループや育児支援、必要最小限の価格で商品の販売を行う小売店、技術援助グループ、緊急時や不測の損失を補填のための別枠財源への財政支援に使われます。

みなさんの購買力を前向きな変革のために使ってください。「イコール・エクスチェンジ」とは、貿易にもっと正義を、ということです。私たちは、医療や土地所有や教育などの分野における平等を推進するために活動したり、生産過程に従事する人々に公正な賃金を支払っている国や組織から、公正な貿易条件に基づいて生産物を買っています。前向きに貿易しましょう。」

これは、まさに社会労働条件、環境条件の改善への直接・間接支援、さらに基本的に経済発展への支援を第一世界の消費者と第三世界の生産者の協同の営み (保護主義とはまったく逆に第三世界の生産者を第一世界の市場に招き入れる) として行おうとするものである。

これは、大抵の場合、消費者組織と生産者組織などの協同組織の間での連携、ネット・ワークとしてはじめられる。そして、かれは、このような生産者の協同組織と消費者の協同組織の協同が広がり、世界を覆う分権型経済モデルを構想する。

しかし、もちろん、それによって、市場を止揚し、地球全体を覆い尽くすことは出来ない。市場、公共は、近代が生み出した〈個と共同性〉の豊富化に寄与している。たとえば、市場は、規格化商品ならば、その需要と供給をもっとも効率的に調整し得るメカニズムである。また資本もある限界内で、一定の効率性を反映しえる。それによって、人類のある部分の生産性は非常に高まった。公共も一定の限界の中で、人びとを平等に、普遍的にあつまい、ある種の人権を一定の範囲で保障した。しかし、しばしば、社会のある部分の成員を、あるいは個人に圧倒的抑圧をもって臨む。そのようにシステムが一人歩きしたとき、先に見たようにわれわれの生身の命と暮らしが危機に瀕する。それゆえ、そのような二面性を踏まえた上での、新たな段階での〈協同〉による〈個と共同性〉の回復、一層相応しく言えば創出を図らねばならない。いま、優勢なのは、グローバルなメガ・コンペティション（大競争）であり、これを命と暮らしの原点である各地域協働体から、命と暮らしの〈個と共同性〉を回復・創出しようとフィード・バックしようというのがわれわれの本意である。少なくとも、市場をコントロールする拠点は、これを形成し得るであろう⁽¹⁸⁾。

Brown もまた、協同組織間の連携にとどまらず、フェア・トレード・マークによって製品を差別化し、市場へ供給することの一定の成功を評価しているが、このことを自覚するからであろう。そして、そのフェア・トレード・マークを貼ることの出来る条件として、つぎのようなことを挙げている⁽¹⁹⁾。

「公正な報酬や、団結権をはじめとする公正な雇用条件を守ることで出来る責任ある生産者や供給者から買い入れること。／公正な価格を支払うこと。価格は、生産コストと生産物の品質、それに加えて投資や開発にかかった費用を反映するものとする。／生産の不確実性や金融上の予測できない損害に対処しえるような、生産者を保護するために必要な資金面での信用供与を行うこと。／女性と男性に平等の報酬を奨励すること。／環境的に見て持続可能な生産を確立し奨励すること。／品質、継続、相互支援に基盤を置く安定的な取引関係を確立すること。」

このようなヴォランタリーなフェア・トレードが広がって、所期の社会労働条件、環境条件が整備されれば、きわめて望ましいことはいうまでもない。しかし、草の根の〈協同〉と〈協同〉、さらに、それに基づくフェア・トレード・マークによる製品差別化の広がりには、やはり大きな限界があるといわねばならない。この草の根からのベクトルを飛躍的に拡大する梃子となるものが求められる。そこで想到するのが、先ほどまで論じてきた国際公共財の社会、労働、環境次元での構築に対するグローバルな市民の共同の責任であり、フネ三原則に相当するトランスファーの必要である。それぞれ一方だけでは限界に逢着していたが、これらの両ベクトルは、それぞれの限界を補完しあう関係になり得る。

すなわち、一方で、ILO や UNEP (あるいは、何らかの環境規制の国際的制度・機関) などの国際公共財が、既存のフェア・トレードのネットワークを積極的に支援し、さらに誘発して、たとえば、社会条項についての〈ILO マーク〉や環境についての〈UNEP マーク〉によって、ヴォランタリーなラベル戦略をシステム的なラベル戦略に引き上げることも十分可能であろう。

他方で、フェア・トレード、フェア・トレード・マーク、さらにはそれが国際的な公共制度・機関によって〈ILO マーク〉、〈UNEP マーク〉へと広がっていれば、先に指摘した途上国政府を躊躇させた不確実性(同時に偽装された保護主義の恐れ)も軽減し、政府の政策実施のパートナーとしての草の根の民衆の参加も得られ、政策の実行可能性も格段に高まるであろう。

そうなれば、途上国政府も条項の実施を拒む理由を見つけるのが難しくなるであろうし、それでも肯んじない政府があれば、ある程度の猶予期間を置いた後、ILO-WTO の連携の下に、貿易措置による制裁もやむをえないであろう。

われわれは、ここに、途上国、SNGOs と、NNGOs の労働組合、環境

主義者達がシアトルのデモの中で肌で感じ合った連帯感の内実を少しは解き明かすことが出来たのではないかと思う。

われわれは、国際労働基準、環境規制の WTO への組み込みの問題に焦点をおいて、「それぞれの多様性において、市民達はセクターを越えて団結する」論理を追求してきたが、より一般的に、それを明示的に示したものとして、ジェレミー・ブレッカーとティム・コステロ (Jeremy Brecher and Tim Costello) の小人国戦略が注目されるべきであろう⁽²⁰⁾。

多国籍企業が牽引するグローバリゼーションが引き起こすさまざまな社会・労働、環境問題の深刻化に対する草の根の民衆の抵抗、そこから起こるさまざまな民衆のイニシャティブ・運動、そしてそれらによる、多国籍企業が牽引するグローバルな市場の暴走へのコントロール、その一環としての国際経済制度のつくり換え、これをブレッカーとコステロは、小人が巨人ガリバーをそれぞれは一本ずつの細い糸だが、大勢で大地に縛りつけたことから、リリパット戦略とよぶ。

また、戸塚秀夫は、労働組合の国際連帯という視角からであるが、労働組合の運動は、グローバルに国境を跨ぐ資本の運動が引き起こすさまざまな社会労働問題を視野に入れ、それに反応する草の根の社会運動への連携、それへの関わりという新たな活動領域を切り開くことを提言する。狭い伝統的な労働問題にとどまっていたは、それすらも達成し得ない。問題の世界的展開に応じて、対抗する陣営の構築も複眼的にならねばならないことを提言する⁽²¹⁾。

かくて社会条項の推進者たる ICFTU もいまや、「世界全体に互る経済的かつ社会的発展に有効に寄与できるような WTO をつくろう」という声明を発し、WTO は、社会的問題、環境問題を十分に配慮しなければならないが、2001年の第4回閣僚会議に先立って、その信頼を回復するた

めに、途上国の人々が貿易によって利益を受けることが出来るような、包括的な発展のアジェンダをつくることを WTO の優先課題とすべきだとする。そしてつぎのようなアジェンダを挙げる⁽²²⁾。

ICFTU の年来の主張が一番最後になっていることは興味深い。

「世界全体に互る経済的かつ社会的発展に有効に寄与できるような WTO をつくることに関する声明」(2000. 07. 20)

- ・ G8 の沖縄サミットにおいて深部にまで届く、かつ継続的な最貧国負債救済の協定締結、その一国的、国際的レベルでの行動への移行、さらに、9月の IMF／世界銀行の会合での両機関レベルでのその実行。
- ・ IMF／世界銀行の構造調整政策が社会・経済発展を真に促進するようにする、その深部からの改革。
- ・ 輸出能力の強化につながる開発援助の継続的な増加。
- ・ 途上国が、必要に応じて関税引き下げの凍結や引き上げ、あるいは輸入制限措置の採用など、発展に資すべく柔軟に対応できるように、特別の・差異ある措置の受け入れ。
- ・ 先進国の市場へのアクセス改善に向けた措置の早期発動、とくに最貧国に対して、現在、労働する際の人権侵害などの理由で差し止められているセクターも含めて、特惠などのポジティブなインセンティブの供与。
- ・ 知的所有権協定の見直しにおいて、途上国の発展という視点の組み込み。
- ・ ウルグアイ・ラウンドで途上国に課された多国間協定の実施デッドラインの延期。
- ・ ウルグアイ・ラウンドですでに工業化した諸国に課された実施スケジュールの遵守。
- ・ 途上国の輸出の利益を図るための農産物市場の自由化。
- ・ 途上国の公共的教育・健康・水道システムへの、サービスに関する協定による阻害阻止。
- ・ 途上国が、中核的国際労働基準を冒す国からの無制約な競争に直面することのないように、中核的国際労働基準の遵守。

ICFTU と真っ向から対立し、「これら二つのリンク問題における対立が、

1999年11月のシアトル閣僚会議失敗の主要な原因の一つであり、他の問題については、貧困国は多様なポジションを取っているが、この二つについては、貧困な途上国すべてが完全に一致している」と激しく、労働、環境基準と貿易とのリンクに反対しているインドの有力なNGOのCUTSも、問題の掘り下げ、連帯の基礎を探って、国際的に大規模な研究と議論を組織はじめている⁽²³⁾。

両者の間でどのようなコンセンサスが生まれるのか、それは、新ミレニアムを迎える歴史の焦点である。さて、以上の検討を通じて、少しでも掘り下げると突き当たる岩盤は、南北の発展の超えがたい格差である。したがって、ICFTUの声明がいうように、環境的にも、社会的にも持続可能な方策を模索するいかなる試みも、この問題に資するものをもたない限り有効なものとなりえない、ということになる。

そして、われわれが模索したコンセンサスへの論理が正鵠を射ているとすれば、じつは、発展といってもその様相は、従来のそれと大きく違ったものになり得る。そして、発展の様相がそのように大きく違ったものに転換するとき、逆に上述のコンセンサスもより確かなものたり得るのである。むしろ、両者は一体のものと考えべきなのである。最後に、簡潔にこの点に触れおきたい。

Ⅲ. 21世紀の発展パターンへのインプリケーション

途上国にとって発展という場合、ひとつには、たしかに、途上国は先進国が開発し、潜在能力を高めた技術・産業を自らのものするべく、キャッチ・アップする必要がある。そのためには、東アジアNIEsが工業化の過程で採用したような（また、今日の先諸国がその工業化の過程で等しく採用したような）国家主権による産業政策を新自由主義的イデオロギーに支えられて（あるいは、歴史的現実を教科書的なモデルで裁断する新古典派経済学の

悪弊に支えられて) 禁止し、赤ん坊も子供も原則として一人前の大人として同じ土俵で(つまり、自由貿易の土俵で)競わせようとする WTO は(WTO は、たしかに途上国、最貧国に、それぞれ一定の過渡期を許容しているが、一律のきわめて機械的な期間設定で、その期間が過ぎれば世界中の国がすべて大人になっていると仮定する)、極めてアンフェアである。貿易秩序は、かつて、村上泰亮が構想した「多相的な自由主義のルール」のように、たとえ、大人同士は自由貿易が望ましいにしても(それにも一定の留保が必要であるが)、途上国には、その発展段階に応じた産業政策を許容するものでなければなるまい⁽²⁴⁾。その意味で、WTO の見直しが必要である。しかも、たんにさまざまな国境措置を許容した GATT に戻ればよいというものでなく、途上国の発展を WTO の優先課題とするよう要求する ICFTU の声明の主張にもあるように、〈国際公共財〉的な措置もさらに拡充されねばならないであろう。けだし、かつては主権国家が産業政策の担い手であったが、これからは、〈公共〉が国際的公共、主権国家、そして地域的公共へと重層化し、産業政策の担い手も重層化することを要するからである。

それだけではない。前節の論理で最も重要な点は、そのようなシステム改革的措置と草の根の〈協同 association〉の営みが相互に相乗していくダイナミズムである。地域の〈協同〉が同じ地域の〈協同〉へと、あるいは、他の地域(外国も含めて)の〈協同〉へと協同を広げていくとともに、国民国家の上と下に重層化した〈公共〉に働きかけるダイナミズムが働くとき、おそらく、途上国は、先進国が開発し、潜在能力を高めた技術・産業を自らのものするべく、キャッチ・アップするのが、それだけ容易になるであろう。

しかし、発展ということに対する、うへのダイナミズムのもつ含蓄をそこにとどまらせるならば、じつは、もっとも本質的な意味を失う、より重要な含蓄がある。というのは、短期的にはともかく、中長期的に展望すれば、おそらく誰もが合意するひとつのことがある。それは、途上国が、環境破壊的な現在の先進国の産業構造にキャッチ・アップするのは、21

世紀が環境的にも、社会的にも持続可能であることには悲観的にならざるを得ないということである。現在 60 億を超えた世界人口の 9 割近くは途上国人口であり（途上国人口は、なお、加速度的に増加しているが）、彼らが、アメリカ並までではないにしても、今日の先進国平均のエネルギーを消費する事態を考えただけでも、悲観的結論は動かない。

21 世紀が環境的にも、社会的にも持続可能となる発展パターンは、どのようなものか。それこそ、途上国、とりわけ最貧国の人々が、社会的にも、環境的にも持続可能な発展を保障する社会条項や、環境条項を享受できるようにする、うへの協同と公共の重層的ダイナミズムによってのみ追求され得るのではないだろうか。

すなわち、人類が歴史的に獲得してきた潜在能力を、とくに先進国が独占する科学知識・情報を国際公共財として享受できるようにしながら、それぞれの地域で、もっとも貧困な人々、心身にハンディを負った人々、ジェンダー、その他の社会的差別などで虐げられている人々の参加をはかって進める、〈地域の民衆のイニシャティブ・協同を原基とする、重層的な協同の連携（ここに fair trade も含まれる）〉と、地域とグローバルに重層化した〈公共〉との相乗によって、はじめて、世界的にそれぞれ多様な、独自の文化を交信しつつ、社会的にも、環境的にも持続可能な経済的基盤づくりが可能となろう。けだし、草の根の地域における命と暮らしの在りようこそ、われわれが環境・生態系と物質代謝するフロンティアであり、そこにおける社会的弱者こそ、社会として維持不可能な社会的不公正の矯正を迫る最も根源的でセンシティブな情報の発信源であり、イニシャティブの主体である。そして、うへの重層的ダイナミズムは、それらを原基として、世界の人々の〈協同〉と〈公共〉にネット・ワークしていくものだからである。

ところで、少数の輸出農産物などに特化させられつつ、世界分業に加えられ、激しい需給／価格変動と交易条件の著しい悪化に曝されるというのは、最悪のケースであるとしても、比較優位によって、それぞれの産業の

連関を分断されつつ、貿易によってつなげられることが必ずしも、例え、効率性だけで測っても、有利になるとは限らない。各産業、商品に互いに外部性がないと仮定すれば、徹底した国際分業も効率的かもしれない。しかし、地域の中で、単独の輸出農産物だけではなく、食料農産物、原材料農産物、林産物などを含めた地域複合農業、それも可能な限りの有機農業を展開するとともに、それと有機的に結びつく工業化・サービス産業化を基盤に、必要なハイテク技術を導入・開発しつつ、雇用を創出する内発的発展のウェイトを高める方が、はるかに効率的になり得、また、当然厚生もより高くなり得る。けだし、それぞれの地域の生態系を取り込んだ循環型経済と、それぞれの地域の草の根の〈協同〉と〈公共〉の相乗が生み出す、アトムに分解できない外部性が極めて大きなものになり得るからである。

もっとも、このとは、途上国が比較優位を持つ、農産物、労働集約製品を先進国に輸出しなくてよいということを少しも意味しない。途上国は、現状では先進国が比較優位を持つ多くのものを輸入しなければならず、その見返りに輸出を確保することは、経済発展にとって戦略的に重要である。それゆえ、先進国は、自らの比較優位製品を途上国に輸出する限り、その見返りとして、途上国の比較優位製品にさまざまに課している輸入制限措置は、これこそウルグアイ・ラウンド協定で途上国に約束したように撤廃していかねばならない（輸出補助金による途上国の市場の篡奪は言語道断であろう）。産業空洞化、不熟練労働者の賃金低下が起こり、勢い、保護主義への誘惑が起こるが、その誘惑は、これを斥け、先進国であるがゆえに、今までの発展のうちに獲得した資本、熟練、技術・情報生産能力、つづめて言えば、高度な潜在能力（capabilities）と風土、伝統、文化との交錯によって、新たな産業を開発してシフトして行く必要があるだろう。しかし、その発展の方向については、いままでの延長線の上にはないことは、ここでも確かであろう。ではいかなる方向の発展が追及されるべきか。

じつは、21世紀が社会的にも、環境的にも持続可能であるためには、

ここでも、それは途上国の場合と異なったものではありえない。すなわち、それをもっともよく追求する仕組みは、それぞれの地域で、もっとも貧困な人々、心身にハンディを負った人々、ジェンダー、その他の社会的差別などで虐げられている人々の参加をはかって進める、〈地域の民衆のイニシヤティブ・協同を原基とする、重層的な協同の連携（ここにフェア・トレードも含まれる）〉と、重層化した〈公共〉との相乗によってつくり出す他にないであろう。

そして、その内容についても、同じく、それぞれの地域の生態系を取り込んだ循環型経済と、それぞれの地域の草の根の〈協同〉と〈公共〉の相乗が生み出す、アトムに分解できない外部性が極めて大きなものになり得ることに十二分に注意が払われねばならない。地域複合農林業、とくに安全と環境に配慮する有機農業、それらと補完し合う第二次、第三次産業などの内発的發展、さらにNPOなどが担う社会的に有用なサービス（とくに福祉サービス）による雇用と生き甲斐の創出など、生態系維持・循環型経済推進の、あるいは、過密-過疎地域の適正化をはかる地域産業政策などがすぐ念頭に浮かぶ。

農業について、EU、日本が農業の多面的機能に注目して、増産に資さないということを条件に農業の環境維持機能、コミュニティ維持機能などに対して、所得補助を行うというデカップリング政策を提言して、農業の自由貿易を推進しようとするアメリカと対立している（増産に資さないといっても、すでに輸出している場合は、他国の農業破壊をすすめる輸出補助金によるダンピングになってしまうので、これが許されないことはいうまでもない）。いわば、市場原理に対して環境・社会原理を押し出したという点で、これはわれわれの観点から極めて興味深い。

しかし、いうまでもなく、保護主義との関係が微妙になる。とくに、途上国が農業に比較優位をもつ場合、先進国は市場を開いていかねばならないであろう。それ故、第一に、農業の多面的機能ということが、保護主義のたんなる口実ではなく、嘘偽りのないものでなければなるまい。それゆ

え、地域社会の維持、生態系・環境の維持がなされることに価値があり、それが有効になされるということについて、地球市民社会への説明責任、レビューの受け入れが必要になろう。

従来の経済学的分析がそうであるように、外部性を排して、計量化できるモデルに沿うように現実をプロクレスティスの寝台にあわせて裁断するのではなく、多面的・多次元的分析がなされねばならない。

しかし、より重要なことは、途上国、とりわけ最貧国の方が日本や EU より、この農業の多面的機能や内発的発展のダイナミズムをより切実に必要としているということ、そしてまた、先進国が途上国に負うトランスファーの大きさを認識することであろう。そうすれば、先進国は、さきの協同と公共のダイナミズムによって、自らのみの生態系維持・循環型経済の推進を図るのではなく、むしろ、その際の〈協同と公共〉の、〈システムと協同〉のベクトルの相互相乗的ダイナミズムは、地域—国民国家—リージョン—グローバルの各レベルで途上国のそれらとの協同の営みとして、途上国のそのような試みと連携し、双方にとって、社会・環境の持続可能性を高め合うように行うべきであろう。

このような、経済発展の連携のうちでこそ、NNGOs と SNGOs、それに途上国政府の間の社会条項や環境条項に関するコンセンサスも確たる基盤を確保することが出来、冒頭の、ヴァンダナ・シヴァの展望も、はじめて、現実のものとなり得よう。

《注》

- (1) Martin Khor (1999. 12. 08) "Trade: The Revolt of Developing Nations." <http://www.twinside.org.sg/title/revolt-cn.htm>
- (2) "Civil Society's Declaration of Seattle-No New round! Turn around!" <http://www.twinside.org.sg/title/deb11-en.htm>
- (3) Martin Khor, 前掲。
- (4) Vandana Shiva, "The Historic Significance of Seattle." http://www.wtwatch.org/library/admin/uploadfiles/Historic_Significance_of_

Seattle_The.htm

- (5) ICFTU, "Trade and Labour Standards". [http://www.icftu.org/focus.asp?Issue=trade & Language=EN](http://www.icftu.org/focus.asp?Issue=trade&Language=EN)
 ICFTU, "Labour Standards and Trade—What is social clause." [http://www.icftu.org/displaydocument.asp? Index=990916258 & Language=EN](http://www.icftu.org/displaydocument.asp?Index=990916258&Language=EN)
- (6) Bhagirath Lal Das, "Some Key Issues Relating to the WTO." <http://www.twinside.org.sg/title/bldas-cn.htm>
- (7) Pradeep S. Mehta, "Linkages: What are Issues, the Problems and Possible Solutions?" <http://www.cuts-india.org/Linkage-Paper.htm>
- (8)(10)(11)
 Jagdish Bhagwati (1996), *The Demands to Reduce Domestic Diversity among Trading Nations*. /Jagdish Bhagwati & T. N. Srinivasan (1996), *The Trade and the Environment: Dose Environmental Diversity Detract from the Case for Free Trade*. /Drusilla K. Brown, Alan U. Deardorff and Robert M. Stern (1996), *International Labor Standards and Trade: A Theoretical analysis*. in Jagdish Bhagwati & Robert Hudec (1996), ed-ited, *Fair Trade and harmonization*, vol.1, Economic Analysis. The MIT Press, Cambridge Massachusetts/London, England.
- (9) ICFTU, "Enough Exploitation is Enough: Response to the Third World Intellectuals and NGO's Statement Against Linkage (TWIN-SAL)." Sep-tember, 1999. http://www.wtowatch.org/admin/uploadfiles/ENOUGH_EXPLOITATION_IS_ENOUGH_a_response_to_th.htm あるいは <http://www.hartford-hwp.com/archives/25a/022.html>
- (12) McCormic, John (1995) *The Global Environmental Movement* (second edition). Cheshchester/New York: John Wiley & Sons.
 Breton, Tony. 1994. *The Greening Machiavelli: The Evolution of Interna-tional Environmental Politics*. London: Earthscan Publications Ltd.
- (13) IISD, "A Brief Introduction to the UN Framework Convention on Cli-mate Change (UNFCCC)" <http://www.iisd.ca/climate/fcccentro.html>
- (14) 村上泰亮『反古典の政治経済学（下）』第9章，中央公論社，1992年刊。
- (15) ICFTU, "Labour Standards and Trade—What is social clause."
[http://www.icftu.org/displaydocument.asp? Index=990916258 & Lan-guage=EN](http://www.icftu.org/displaydocument.asp?Index=990916258&Language=EN)
- (16) Michael Barratt Brown (1993), "Fair Trade", Zed Books, London/New

Jersey, p.156. (『フェア・トレード—公正なる貿易を求めて』青山薫・市橋秀夫訳, 新評社, 1998年, 290頁)

- (17) Michael Barratt Brown, 同上, p.4 (訳6頁)
 (18) われわれは、ここで、つぎのような近代社会についての分析枠組みを前提にしている。

近代以前、良かれ悪しかれ、人類は未分化な〈個(私)—共同性〉の内にあり、同時に自然の大地との共生のもとにあった。ところが、商品経済の共同体への浸透・共同体の解体の進行、私的所有の形成を基礎に、〈個(私)〉が確立する。それをサポートしたのは、所有権を主内容とする、基本的人権を普遍的に保障する〈公共〉(国民国家)の形成である。〈個(私)—公共〉は一組のシステム化(制度化)であり、残された共同性の契機が〈協同〉(前近代から引き継ぐ即自的協同と近代のトリアーデを踏まえたアソシエーションとしての協同の二重化を含む)である。

かくて、人々の「生活世界」における〈ヒトとモノ〉の関係、〈ヒトとヒト〉の関係、そしてそれらの関係の関係としての〈意味〉を資本と国家に物象化(システム化)して、生身の「生活者」がそのシステムの奴隷となって没主体化するのが免れなくなる。すなわち、個的契機は貨幣に魂を譲り渡し、共同的契機は個の隷属を要求する冷たい国家に転成する。生き生きとした命と暮らしを取り戻す主体としての、「生活主体」の形成とは、これに抗して、システム化しきれない〈個と共同性〉の契機である〈協同〉に依拠して、国家と市場にシステム化された〈公共〉的契機と〈個〉的契機を、自分たちの手に取り戻していく過程であるといえよう。それは同時に、貨幣と国家に魂を譲り渡すことによって、われわれがよって立つ自然との共生という自然的基盤を掘り崩してしまったが、それを取り戻す過程でもある。しかし、もう一度、未分化の〈個(私)—共同性〉の内に溶解するのではなく、〈個—公共—協同〉という近代の分化が達成した人類の潜在能力の高度化を踏まえたうえで、主体的契機としての協同による総体的取り戻しとならねばならない。

差当たり、拙稿「市民・協同セクターの可能性」市民セクター政策機構『月刊・社会運動』No.239, 2000年2月, 参照。

- (19) Michael Barratt Brown, 前掲, p.183 (訳336頁)
 (20) Jeremy Brecher and Tim Costello, *Global Village or Global Pillage—Economic Reconstruction From the Bottom Up*, Second Edition, 1998, (First Edition 1994) South End Press, Cambridge MA.
 (21) 戸塚秀夫「社会条項戦略についての覚書き」法政大学比較経済研究所・

粕谷信次編『東アジア工業ダイナミズム—21世紀への挑戦』法政大学出版局, 1997年3月刊。

同「経済のグローバル化と労働運動—新しい運動戦略の模索—」『国際労働情報』第6号, 1999. 11.

- (22) ICFTU, "Statement on Building a WTO That Can Contribute Effectively to Economic and Social Development World-Wide." (2000. 07. 20) [http://www.icftu.org/displaydocument.asp?DocType=Statement & Index=991210492 & Language=EN](http://www.icftu.org/displaydocument.asp?DocType=Statement&Index=991210492&Language=EN)

- (23) CUTS は、この問題に関して多くのリサーチペーパーを生み出しているが、Phillip Evans, "Trade, Labour, Global Competition and the Social Clause" June 1998, (BRIEFING PAPER) <http://www.cuts-india.org/1998-5.htm> のつぎのような主張は注目される。

貿易と労働のリンク問題は、経済理論的分析においては、研究者のスタンスによって結論が支配される傾向を否めない。実証研究によっても、「底への競争」は、貿易よりも、他の要因の方が大きく影響しているとも見られ、貿易との関係は希薄であるとして、むしろ、コアの国際労働基準は、基本的人権と考えるべきこと、そして、それには、殆ど反対する国はないことを指摘している。

そして、その対処の方策としては、つぎのようなことを提唱している。WTO は、社会条項の人権的側面を扱うところではなく、また、ILO も、それ自体は、貿易に関連する事柄では機能しえず、それぞれ単独では成果をあげられない。双方のハイブリッド・アプローチが望ましい。そのほか、ソーシャル・ラベル、多国籍企業の行動綱領など市民社会のイニシアティブ・アプローチと公的な発展援助、教育プログラム、負債削減などポジティブな政策手段による労働者の権利の向上を提案する。

本稿Ⅱにおける結論の導出の仕方とは異なるが、結論として、コアの国際労働基準はこれを基本的人権と考えるべきことという基本的な考え方において、そして、それへの対処の仕方においても本稿のそれと重なることが多い。

- (24) 村上泰亮, 前掲書, 第10章.

(2000年9月18日 脱稿)